

就学前の子どもを持つ保護者の 犯罪・事故不安の規定要因 —「学校安全」が唱える地域社会との協力関係の有効性—

河野志穂

(2017年9月30日受理)

要旨

教職課程において「学校安全への対応」が必修科目になり、「学校安全」への関心が高まっている。また、子どもの安全に関しては、学校が家庭・地域と連携・協力してその取り組みを進めることが推奨されている。本論文では、未就学児に着目して、「学校安全」の定義やその実状を確認したのち、未就学児の保護者が抱く自分の子どもが犯罪・事故に巻き込まれるかもしれないという不安の規定要因について検討する。先行研究では、犯罪不安の規定要因として、社会的属性や個人の内的なプロセスの他に、マスコミや他者との接触の影響が言及されている。本論文では、犯罪・事故不安の規定要因として教育情報源—具体的には、マスコミ、インターネット、近所の友人・知人（地域の教育力）、園の先生（身近な教育・子育てのプロフェッショナル）—の影響に着目する。また、特に、近所の友人・知人を教育情報源として併せもつことが、保護者の犯罪・事故不安を軽減するものなのかを交互作用を用いて検討する。分析の結果、近所の友人・知人、インターネット、どちらか片方のみを教育情報源として選択した場合は、子どもが犯罪・事故に巻き込まれる不安を感じやすいが、両方を選択した場合は、不安を感じにくいことが明らかになった。このことは、インターネットという電子空間のネットワークにアクセスすると同時に、地縁のネットワークを併せ持つことが、保護者の抱く犯罪・事故不安を軽減する可能性を示唆している。

キーワード 未就学児の学校安全、保護者の犯罪・事故不安、地域の教育力

1. はじめに

1

子どもが過ごす場、学びの場として、学校の安全性に関心が高まっている。児童生徒が被害にあう痛ましい事件のたびに、学校が前もって予測しておくべき危険の範囲は広がり、教員養成段階においても、学校管理下における事件や災害から子どもを守るために、安全に関する意識を涵養し、知識を伝達することが求められている。文部科学省は、2019年度にも

教職課程において「学校安全への対応」を必修項目とする方針を定めた(『毎日新聞』2016年6月6日)。

では、「学校安全」とは何を指すのであろうか。また、実際に、子どもたちは安全でない状況にあるのだろうか。未就学児に着目してこれらを確認したのち、その保護者が自分の子どもが犯罪・事故に巻き込まれるかもしれないという不安を抱くか否かに影響を与える要因について検討する。

犯罪不安に関しては国内外に先行研究の蓄積がある。国内の研究について述べれば、阪口(2008)は、欧米における犯罪リスク知覚の実証研究を参照しながら、日本において性別、年齢、居住地域、年収、学歴といった社会的属性がどれくらい犯罪不安に影響を与えるかを検証している。また、犯罪不安を左右する要因として、人々が治安や犯罪に関する情報をどのような情報源から入手しているかに着目する研究がある。こうした研究において、特に扱われることの多い変数は、マスコミとクチコミ(他者との接触)である。例えば、荒井(2012)は、マスメディアへの接触頻度と社会の治安が悪化したという認知には弱い相関がみられることを指摘している。また、荒井・藤・吉田(2010)はマスコミへの接触から犯罪不安へと至る経路を明らかにしようと試みている。その結果、マスメディアやインターネットニュースへの接触が、必ずしも犯罪不安に直接結びつくわけではなく、その視聴内容から強いインパクトを受けた場合のみ、社会の治安が悪化しているという不安感や、自分や家族が被害に遭うかもしれないといったリスク認知につながっていることを明らかにしている。他方、クチコミ(他者との接触)に関しては、例えば佐々木・野島(2008)は、被害経験を見聞していない群は見聞している群と比べて一般的な犯罪不安が高いこと、その要因として、被害経験を見聞していない人は、身近な地域情報を持っておらず、マスメディアの接触頻度が高いことを指摘している。また、同論文で、佐々木・野島は、ソーシャル・サポートについての認知が高い群は低い群と比べて一般的な犯罪不安が低いことを指摘している。

以上のように、犯罪不安を抱くか否かは、社会的属性や個人の内的なプロセスの他に、マスコミや他者との接触によって左右されていることが先行研究で明らかにされている。

文部科学省(2017)は、児童生徒等の安全に関する課題について、学校が家庭・地域と連携・協力した取り組みを進めるよう推奨している。犯罪不安は、その保護者が地域社会に暮らす人々と交流することによって感じられやすくなるのであろうか。それとも逆に、地域社会の人々との交流によって、犯罪不安が感じられにくくなるのであろうか。

本論文では、未就学児が犯罪や事故に巻き込まれるかもしれないという不安感を保護者が抱くか否かが、社会的属性や教育に関する情報源の影響を受けるか、また、特に情報源の中でも、地域社会の人々から情報を得ることの効果に着目して、検証を行う。

2. 「学校安全」とは何か

「学校安全」とは何を意味しているのだろうか。本節では、根拠法である学校保健安全法や文部科学省の発行物から、その内容を確認していく。

2-1. 「学校安全」の定義とその背景

「学校安全」の根拠法となるのは学校保健安全法である。この法律の前身である学校保健法は1958年に制定され、その趣旨は、児童生徒等の健康の増進であった。2001年に大阪教育大学附属池田小学校における児童殺傷事件の後、この法律は見直され、2008年に現行の学校保健安全法に改正された。学校保健安全法では、児童生徒等の健康増進に加え、児童生徒の安全の確保が新たに加わっている^{注1)}。

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課(2014)によれば、「学校安全」は学校健康教育の3つの領域のなかの1領域であり、さらに「生活安全」「交通安全」「災害安全」に分けられる(図1)。具体的に、「生活安全」とは、日常生活で起こる事件・事故災害が対象であり、その中には誘拐や傷害などの犯罪被害も範疇に入っている。次に、「交通安全」とは、交通場面における様々な危険がその範疇である。最後に、「災害安全」は防災と同義であり、その範疇には、地震、津波、火山活動、風水雪害といった自然災害の他に、火災や原子力災害も含まれている(文部科学省2010、p.12)。



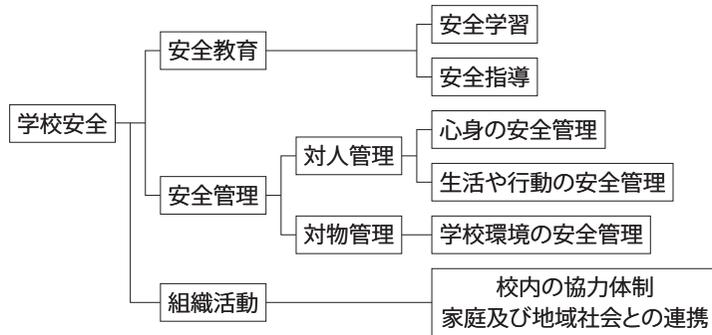
出典：文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課(2014、前掲、p.2)

図1 学校安全の位置づけ

また、学校安全の構造を見ると(図2)、第一は、「安全教育」であり、これは子どもたちに安全に関する知識や行動する態度を育成させることであり、具体的には「安全学習」と「安全指導」から構成される。「安全学習」とは、「安全に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高めることによって安全について適切な意志決定ができるようにする(文部科学省2014、前掲、p.22)」ことを狙いとしている。また「安全指導」は「当面している、あるいは近い将来当面するであろう安全に関する問題を中心に取り上げ、安全の保持増進に関するより実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を目指す(文部科学省2014、前掲、p.22)」ことを狙いとしている。2017年3月に閣議決定された「第2次学校安全の推進に関する計画」では、東日本大震災の教訓を踏まえ、児童生徒等が自らの命を守るために、安全に関し主体的に行動する態度を育成する必要性が訴えられている。

学校安全の構造の第二に位置するのは、「安全管理」である。これは、学校管理下における事件・事故・災害の被害を最小にするために安全体制(施設設備・組織的取組)を図ることである(文部科学省中央教育審議会2012、p.36)。「安全管理」は、児童生徒等の心身状態の管理及び様々な生活や行動の管理からなる「対人管理」と、学校の環境の管理である「対物管理」から構成されている(文部科学省、前掲、p.23)。

構造の第3に位置するのは「組織活動」である。これは、安全教育や安全管理を進めていく上で必要な、学校内や学校外（具体的には家庭や地域社会）との協力体制づくりである（文部科学省2012、前掲、p.23）。



出典：文部科学省（2014、前掲、p.2）

図2 学校安全の構造

以上を実現するために、学校安全保健法第27条に定められるよう、各学校は、学校安全計画の策定と実施が義務付けられている。計画の範囲は、学校における施設・設備の安全点検、児童生徒等の学校生活（通学含む）や日常生活における安全に関する指導、職員の研修など広範にわたっている。また、同法第29条では、危険等が発生した際に各職員がとるべき措置の具体的内容や手順等を定めた「危険等発生時対処要領（一般に危機管理マニュアルと呼ばれている）」を各学校の実情に応じて作成すること、そして校長はこの要領を職員に周知することが義務づけられている。文部科学省が実施した「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査（平成27年度実績）」によれば、全国の学校（48,497校、平成28年5月1日現在の設置学校数）のうち学校安全計画が策定されているのは46,821校（96.5%）にのぼっている。特に、小学校に関しては99.9%とほぼ全校が策定している。全体平均を下げているのは幼稚園や認定子ども園であり、幼稚園の場合、策定しているのは10,183校中9,083校（89.2%）、認定こども園の場合は1,825校中の1,623校（88.9%）とともに9割を切っている。

2-2. 未就学児における安全教育

未就学児は、発達段階として身体のコントロールが利かない時期であり、また認知の側面でもピアジェが指摘するように自己中心性が特徴的な時期（前操作期）であるため危険状況の察知を本人に求めることは難しい。例えば、幼児期の身体面の特徴として、音源の位置を判断する能力が発達するのが幼児期であり、視力に関しても1.0以上まで安定するのは5、6歳ごろである（渡邊2006、高橋・衛藤2015）。また、認知の仕方においてもピアジェの唱える前操作期の特徴として、自己とは異なる他者の視点などから物事をとらえることや、目に見えない状況の原因と結果の関係を理解したりすることが難しく、それゆえ幼児期にお

ける心身面の発達の特徴とこの時期の子どもにみられる事故・傷害の特徴は無関係でない(渡邊2006、前掲書、p.26)。このように、未就学児に対しては、保護者や養育者など周囲の大人がいつそう安全を気にかける必要がある。

文部科学省も、「安全にかかわる能力や技能の習得には、階層性ともいべき段階があり、子どもの心身の発達に応じて、安全行動の基盤づくりから危険予測へと、教育内容をステップアップしていくことが大切である(文部科学省2010、前掲書、p.21)」という表現で、子どもの安全教育において発達段階の視点を盛り込むことの重要性を訴えている。安全教育の最初の段階は、「安全な行為の基本」を学ぶことであり、例えば、遊具の使い方や自転車の乗り方など、それぞれの行為を安全に行うための基本や、危機状況における助けの求め方など、生活を通じて習得することである。このようにして安全にむけた基本的な行動や態度を身に付けた後に、どのような状況が危険な事態を引き起こすのかという観点から、自身の行為、他者の行為、環境内にあるものや条件を観察し、危険を認知することを学んでいく。例えば、通学路に河川が増水・冠水する危険性がありそうな場所はあるか、犯罪が起きそうな場所はどこかなどを調べ、安全マップを作るなどを通じて、子どもたちの危険状況に対する感受性が高まり、彼らの危険事態を予測したり察知したりする力が養われる(文部科学省2010、前掲書、p.21)。

「幼稚園教育要領(平成20年改訂)」にもこうした視点は表れており、領域「健康」において「危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する」ことが、領域「言葉」において「人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す」ことなどが盛り込まれている。

以上のように、未就学児における安全教育は、子ども自身が主体的に安全にむけた行動をとる基盤(危険察知、安全に留意した行動、他者とのコミュニケーション)を培うことが中心である。

3. 就学前の子どもの安全の実態

子どもたちの安全の実態はどのようなのであろうか。以下では、子どもをとりまく安全や危険の状況を各種の統計を用いて確認する。

3-1. 負傷や疾病について

独立行政法人日本スポーツ振興センターは、学校の管理下で発生した負傷・疾病等に対して医療費・障害見舞金・死亡見舞金等の給付を行う共済給付制度を運営している。この制度では、学校の設置者とセンターの契約のもと、共済の掛け金を保護者と学校の設置者が負担している。平成28年度は、児童生徒等総数(17,583,490人)のうち95.7%が加入している(独立行政法人日本スポーツ振興センター学校安全部2016、p.2)。幼稚園、保育所の加入者率は約8割であり全数が把握できるわけではないが^{注2)}、学校等でおきた子どもたちの負傷・疾病を把握する統計として信頼性がおける。

図3は、平成27年度に負傷に対して支払われた医療費の件数を、学校段階別、男女別に示したものである。図からわかるように、小学校・中学校が約35万件と圧倒的に多く、幼稚園・認定こども園では17,846件、幼保連携型認定子ども園では4,880件、保育所等では36,335件と給付件数は少ない。同センターが発行する「平成27年度災害共済給付状況」によれば、負傷と疾病をあわせた発生率^{注3)}は、小学校で5.73%、中学校で10.86%、高等学校(全日制)7.93%と、中学校で最も高く、幼稚園は1.72%、幼保連携型認定子ども園は2.15%、保育所等は2.16%と中学校に比べ1/5程度である。以上のように、未就学児が学校の管理下で負傷や疾病を負う確率は相対的に低い状況と言える。なお、図には示していないが、どの学齢段階でも女子に比べ男子の件数が多く、男子の割合は、幼稚園では62.3%、幼保連携型認定子ども園では63.2%、保育所等では61.7%である。

図4は、疾病の件数を示したものである。疾病は負傷に比べ件数が各学校段階ともに1/10程度になるが、負傷と同様の傾向である。

次に、幼稚園、幼保連携型認定子ども園、保育所等において発生した負傷・疾病について、体育用具・遊具を使用していた場合、どのような体育・遊具を使用していた際に発生したのか、男女別・年齢別に確認したものが表1である。同センターは、幼稚園、幼保連携型認定子ども園、保育所等の3つに分けて件数を公表しているが、就学前の子どもの状況を網羅的に把握することをここでは目的としているので、三者を合算した数値を載せている。また、体育用具・遊具の項目のうち、件数が少数であったシーソー、回旋塔、登り棒、遊動円木、固定タイヤについては数値を割愛している。

表から3点を読み取ることができる。第1は、子どもの年齢が高くなるほど負傷・疾病の件数が多くなることである。5歳児には幼稚園でいえば年中児・年長児の両方の学齢が含まれているため、一番年齢が高い6歳児の発生件数が最も高いわけではないが、多くの項目で

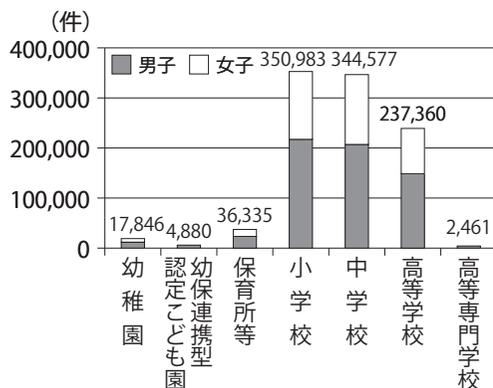


図3 学校段階別、男女別、平成27年度の医療費の給付件数(負傷)

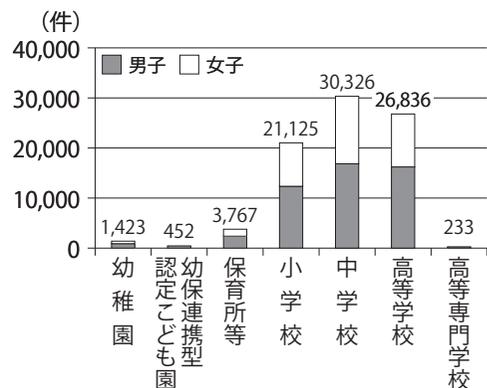


図4 学校段階別、男女別、平成27年度の医療費の給付件数(疾病)

(注) 各棒グラフの数値は男女の合計

図3と図4のデータ出典) 独立行政法人日本スポーツ振興センター『学校の管理下の災害 [平成28年版]』

表1 男女年齢別、体育用具・遊具別、平成27年度の負傷・疾病の件数

	男子							合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	
鉄棒	0	1	12	53	138	<u>200</u>	117	521
ぶらんこ	0	2	18	42	73	<u>109</u>	38	282
すべり台	1	42	97	270	415	<u>423</u>	182	1,430
ジャングルジム	0	7	32	94	<u>137</u>	121	55	446
雲てい	0	2	10	63	144	<u>215</u>	83	517
砂場	2	39	84	171	<u>194</u>	176	74	740
総合遊具・アスレチック	0	25	47	175	290	<u>367</u>	173	1,077
その他(注1)	1	42	135	335	565	<u>772</u>	412	2,262
合計(本表に未掲載の項目も含む)	4	162	440	1,234	2,024	2,515	1,186	7,565

	女子							合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	
鉄棒	0	4	17	63	219	<u>314</u>	153	770
ぶらんこ	0	2	5	43	83	<u>125</u>	60	318
すべり台	1	27	39	126	<u>195</u>	172	69	629
ジャングルジム	0	2	31	50	59	<u>66</u>	34	242
雲てい	0	2	9	61	195	<u>207</u>	87	561
砂場	0	26	54	89	<u>114</u>	101	41	425
総合遊具・アスレチック	0	6	29	101	167	<u>168</u>	92	563
その他(注1)	0	31	66	182	334	<u>462</u>	290	1,365
合計(本表に未掲載の項目も含む)	1	101	258	738	1,426	1,706	872	5,102

(注1) その他とは、上記に掲載の項目に加えて、上記に未掲載のシーソー、回旋塔、登り棒、遊動円木、固定タイヤ以外である。

(注2) 下線は各項目について、一番発生件数の多い年齢に引いている。

データ出典) 独立行政法人日本スポーツ振興センター『学校の管理下の災害 [平成28年版]』。

5歳児の件数が最も多い。運動機能や筋肉が発達して体育用具・遊具を使って遊べる段階、身体の自立度がある程度高まった段階で負傷・疾病が高まっている。

第2、負傷・疾病の原因となる体育用具・遊具が男女で異なる点である。例えば、男子ではすべり台、総合遊具・アスレチックが上位であるのに対して、女子の上位は鉄棒、すべり台である。女子では原因の最上位である鉄棒は、男子の場合は上から4番目である。男女で鉄棒を使う回数に違いがあるのか、それとも身体的な差によって負傷しやすさが異なるのか、ここでは分からないが、子どもが遊具を使った遊び等をする際には、このように学齢や性別の観点から注意を払うことも必要であろう。

第3は、その他の件数が見逃せない点である。男子の場合は全体の29.9%、女子の場合は26.8%がその他に該当する。つまり、体育用具・遊具を使う場合において、特定の体育用具・遊具だけではなく、様々な体育用具・遊具が負傷の危険性を有している。

3-2. 犯罪被害について

では犯罪被害についてはどうであろうか。

表2は警視庁が公表する、13歳未満の子どもの被害状況の推移である。表には平成18年から27年までの10年が示されている。被害件数自体は平成19年の34,458件をピークに減少傾向にあると言える。しかし、罪種の区分別に見ると、増減の傾向は一様でなく、例えば、強盗、強制わいせつは減少傾向にあるが、強姦、暴行、傷害、公然わいせつ、略取・誘拐は一度減少したものの再び増加傾向にある。

以上は13歳未満の状況であるが、未就学児が被害者となる事件に特徴はあるのだろうか。

表2 子供（13歳未満）の被害件数及び罪種別被害状況の推移（平成18年～27年）

年次区分	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
子供の被害件数(件)	32,957	34,458	33,552	33,840	32,897	29,784	26,791	26,783	24,707	20,106
殺人	110	82	115	78	77	76	<u>67</u>	68	83	82
強盗	8	7	8	7	7	14	11	9	6	<u>3</u>
強姦	67	81	71	<u>53</u>	55	65	76	69	77	64
暴行	1,055	933	868	757	<u>707</u>	710	846	882	858	886
傷害	553	529	473	491	<u>467</u>	493	495	548	539	557
強制わいせつ	1,015	907	944	944	1,070	1,027	1,066	1,116	1,095	<u>881</u>
公然わいせつ	98	<u>73</u>	76	80	109	83	139	136	133	140
逮捕・監禁	8	3	<u>2</u>	7	9	7	7	9	12	10
略取・誘拐	86	82	<u>63</u>	77	91	86	95	94	109	84

(注) 太字は一番件数が多い年度に、下線は一番件数の少ない年度である。
データ出典) 警察庁『平成28年版警察白書』。

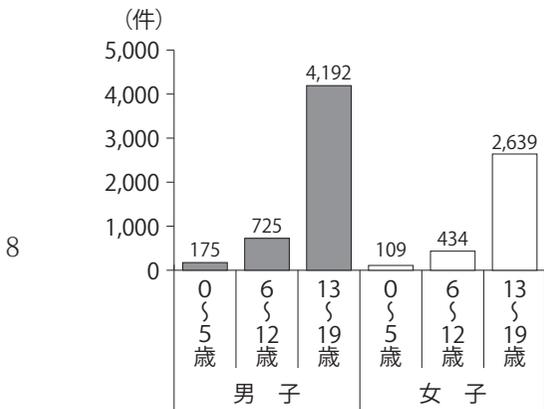


図5 平成27年 罪種別・被害者の年齢・性別、認知件数（暴行・傷害）

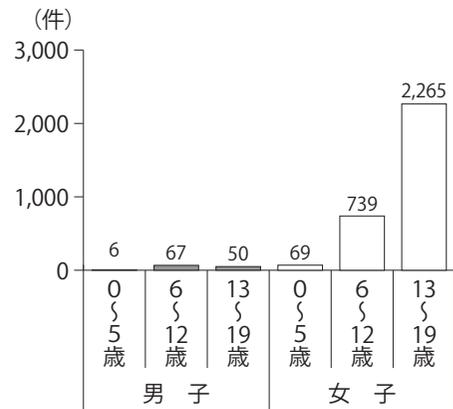


図6 平成27年 罪種別・被害者の年齢・性別、認知件数（強制わいせつ）

平成27年の被害者の状況について、被害を受けた罪種別、年齢別、男女別に件数が公表されている。0歳から5歳まで、6歳から12歳まで、13歳から19歳までの年齢区分について、[図5](#)では暴行・傷害について、[図6](#)では強制わいせつについて、[図7](#)では略取誘拐・人身売買について示す。

3つの図から明らかのように、どの罪種においても年齢が高くなるほど被害件数が増えている。また、罪種によって被害を受ける状況に男女差がある。暴行・傷害に関してはどの年齢区分においても男子のほうが被害をうけているが、強制わいせつに関しては女子のほうが圧倒的に被害を受けている。特に第二次性徴以降である13～19歳に関しては、男子の被害件数と40倍以上の開きがある。

また略取誘拐・人身売買に関しては、被害件数の総数は暴行・傷害や強制わいせつに比べ多くはないものの、0～5歳の占める割合が、暴行・傷害や強制わいせつおける0～5歳の占める割合に比べ、高い。

以上のように、未就学児に関してはその他の学齢の子どもたちよりも負傷したり犯罪の被害をこうむったりする件数は多くはないことが確認できた。また、子どもの性別による違いも確認された。負傷・疾病については男子のほうが被害をこうむる件数が多く、犯罪については暴行・傷害については男子が、強制わいせつや略取誘拐・人身売買については女子が被害者となる件数が多い。

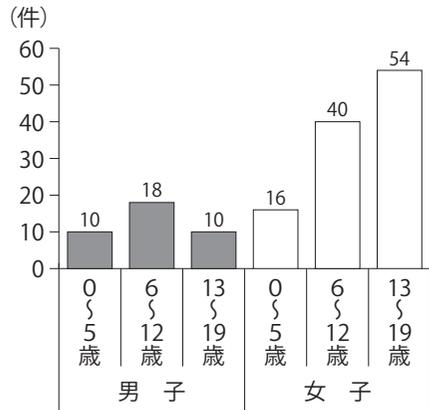


図7 平成27年 罪種別・被害者の年齢・性別、認知件数（略取誘拐・人身売買）

図5～図7のデータ出典
警察庁『平成28年版警察白書』。

4. 就学前の子どもを持つ保護者の犯罪・事故不安の規定要因

前節で未就学児が事故・事件の被害をこうむる件数が少ないことを確認したが、これは保護者をはじめとした身近な大人が彼らの安全に気を配っているためである。保護者にしてみると、身体面・認知面の発達段階の特徴から自ら安全を確保できない未就学児に対して、不安を感じるのもであろう。特に、外的環境からいきなり降りかかってくる犯罪や事故に対しては、不安心理が格別に働くことが想定される。

では、保護者は子どもが犯罪・事故に巻き込まれることに対してどれくらい不安を持っているのであろうか。またそうした不安を持つか否かは何によって決まるのであろうか。都会・地方といった居住地域であろうか、核家族といった子どもを見守る目の少なさだろろうか。それとも子育てに関する情報源の違いであらうか。

4-1. 使用データについて

本論文で使用するものは、ベネッセ教育研究所が実施した「第3回子育て生活基本調査（幼児版）」である。本調査は、幼稚園児・保育園児を持つ家庭での子育ての実態、およびしつけや教育に関する保護者の意識をとらえることを目的にしており、幼児版に関してはこれまで3回実施されている。本論文で使用する第3回調査は2008年9月から10月にかけて実施された。対象は幼稚園児・保育園児を持つ保護者で、居住地域は首都圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）、地方市部、地方郡部である。それぞれの地域で幼稚園・保育園の協力を仰ぎ^{注4}、配布した調査票は8,238通、そのうち6,131名から回答を得た（回収率は74.4%である）。以下の分析で用いたデータは、全ケースが母親による回答である。

4-2. 基準統計量

本項では、分析で使用する変数の説明をし、基準統計量を確認する。

まず、従属変数である「保護者の子どもに関する犯罪・事故不安」である。本調査では、調査票を持ち帰った子どもに関して悩みや気がかりなことがあるかについて、悩みや不安を36項目設定し、複数選択で聞いている。36項目は「食事や食生活」「日常生活」「からだと心の成長・発達、性格・態度・癖」「遊び・しつけ・教育」といった見出しのもとに分類されている。本論文では、「日常生活」分類の中の「犯罪や事故に巻き込まれること」を選んだ回答者を犯罪・事故不安を持つ保護者とみなす。

次に、分析に用いる7つの独立変数について述べる。

第1は、地域属性である。4-1で述べたように、本調査データでは、地域を、首都圏、地方市部、地方郡部の3つに分類している。人口密度の高い都市部のほうが犯罪・事故が多く発生するため、犯罪・事故不安も都市部で高いと想定されるが、阪口（2008、前掲論文）は、日本の場合、居住地の人口規模は犯罪リスクの知覚に影響を与えていないことを実証している。幼児の犯罪・事故不安に関しても同様の傾向が当てはまるのか検討する。

第2は、子どもの属性である。前節で、男女で実際にこうむる犯罪・事故の質が異なること（男子は負傷・疾病や暴行・傷害、女子は強制わいせつや略取誘拐・人身売買が多いこと）を確認した。こうした実態から、保護者が抱く子どもが犯罪・事故に巻き込まれるかもしれないという不安にも、子どもの性別が影響していることが想定される。しかし、ここで用いる従属変数は、「犯罪や事故に巻き込まれること」というように、犯罪と事故を分けずに聞いており、男児・女児どちらの属性が影響するか予測することが難しい。そこで本分析では、保護者の抱く犯罪・事故全般に対する不安について、子どもの性別の影響を受けるのか、それとも影響を受けないのかを検証する。また、子どもの年齢は、前節で体育用品・遊具で負傷する件数は子どもの年齢が高くなるほど多くなることを確認した。犯罪・事故不安に関しても、子どもの年齢が高くなるほど身体の自立度や生活圏が広がり犯罪・事故に巻き込まれる危険性が高まり、不安も高まるのだろうか。子どもの年齢と保護者の犯罪・事故不安の関係を検証する。

第3は、家族形態である。親以外に子どもを見守る目がないことが犯罪・事故不安につな

がっているかを核家族か否かのダミー変数を用いて検証する。また、子どもの人数も投入する。これは、子どもが増えるほど一人ひとりの子どもに向ける関心が分散され、不安が軽減すると考えるためである。

第4は、母の職業である。常勤、パート、専業主婦・その他の3つに分類した。働く母親と専業主婦では、子どもに向き合う時間や、子どもや教育について考える時間、接触する情報源に違いがあると考えられるためである。

第5は、母の最終学歴である。阪口(2008、前掲論文)によれば、日本の女性の場合、初等教育修了者と比べ高等教育修了者で、有意に犯罪リスクを知覚しやすいことが明らかになっている。この論文では、犯罪リスクを「あなたの家から1キロ(徒歩15分程度)以内で夜の1人歩きが危ない場所があるか」という質問項目で測っており、阪口は女性の高学歴者の知覚率が高まる要因を、女性の高学歴者は常勤職に就いており夜道を歩く機会が多いからではないかと推測している。本分析は、回答者自身が犯罪に巻き込まれる不安というよりも、回答者の保護下にある幼児が犯罪・事故に巻き込まれる不安を検証することを目的としているが、子どもの犯罪・事故不安に関しても保護者の学歴が影響するのか、検証する。

第6は、経済状況である。阪口(2008、前掲論文)は、アメリカと日本では犯罪リスクの知覚に収入が与える影響が異なることを指摘している。具体的には、日本では、収入が犯罪リスクの知覚に影響を与えていないが、アメリカの場合、収入の低さは社会的な脆弱さを示すものとして犯罪リスクを知覚させやすくしているという。本分析で用いる調査では、収入といった具体的な金額ではなく経済的ゆとりについて、4段階尺度(ゆとりがある、多少ゆとりがある、あまりゆとりがない、ゆとりがない)で聞いている。阪口の行った研究のように収入の影響が見られるかを検証する。

第7は、教育やしつけに関する情報源である。核家族化が進む中、子育ての孤立化が指摘されている。本調査では、子どものしつけや教育の情報をどこから(誰から)得ているか、21項目を設定し複数選択で聞いている。本分析では21項目のうち、「近所の友人・知人」「園の先生」「マスコミ」^{注5)}と「ネット」^{注6)}の影響について検証する。内閣府が2006年に実施した調査によれば、治安や犯罪に関する情報を入手する方法(複数選択)として最も選択率が高かったのは「テレビ・ラジオ(95.5%)」であり、次いで「新聞(81.1%)」「家族や友人との会話など(38.4%)」「自治体や自治会の広報(25.8%)」「インターネット(21.6%)」の順であった。このように治安や犯罪に関する情報源としてマスメディアの占める比重はとても高い。本調査での質問は、子どものしつけや教育についての情報源を聞くものであり、治安や犯罪についての情報源を聞いたものではない。しかし、荒井・藤・吉田(2010、前掲論文)は、マスメディアやインターネットへの長期的・反復的接触が、視聴内容のインパクトを經由して、犯罪不安を高めることを指摘しており、犯罪・事故不安を高める要因として「マスコミ」や「ネット」の影響は看過できないため、本調査でも影響を検証する。また、「近所の知人」を変数として投入するのは、近隣に暮らす人々とのつながりの影響力を検証し、「園の先生」を投入するのは、身近な教育のプロフェッションの影響力を検証するためである。佐々木・野島(2008、前掲論文)によれば、対人的なつながり(ソーシャル・サポート)

が高い群は低い群に比べ犯罪不安が低いという。本調査においても、対人的なつながりから教育情報を得ている人の犯罪・不安リスクは低いかを検証する。

表3は、保護者の抱く子どもに関する犯罪・事故不安が、各独立変数によってどれくらい異なるか、子どもの通う機関別に（幼稚園か保育園かで）示したものである。子どもの通園先で分けるのは、教育を目的とする幼稚園と、保護者の代わりとして保育に欠ける子どものケアを行う保育園では、設立の目的が異なり、保護者の就労状況や教育情報源に違いがある

表3 子どもに関する犯罪・事故不安（平均値、標準偏差、F値）

		幼稚園			保育園				
		N	平均値	標準偏差	F値	N	平均値	標準偏差	F値
居住地属性	首都圏ダミー	2001	0.75	0.432	4.95**	786	0.68	0.467	6.551**
	地方市部ダミー	1131	0.72	0.450		446	0.63	0.485	
	地方郡部（基準）	531	0.69	0.463		394	0.58	0.495	
子ども属性	女兒ダミー	1778	0.75	0.431	30.25**	771	0.64	0.479	0.493 n.s.
	男児（基準）	1885	0.71	0.452		855	0.64	0.481	
	子どもの年齢 3歳	395	0.69	0.463	3.216*	327	0.59	0.493	2.584 †
	子どもの年齢 4歳	1166	0.71	0.453		471	0.64	0.481	
	子どもの年齢 5歳	1370	0.75	0.434		552	0.64	0.479	
子どもの年齢 6歳	732	0.76	0.430	276		0.70	0.461		
家族形態	核家族ダミー	2846	0.74	0.439	2.440 n.s.	1145	0.65	0.478	1.268 n.s.
	核家族以外（基準）	817	0.71	0.454		481	0.62	0.486	
	子どもの人数 1人	611	0.75	0.435	1.187 n.s.	320	0.66	0.475	3.207**
	子どもの人数 2人	2115	0.74	0.439		855	0.67	0.470	
	子どもの人数 3人	772	0.71	0.456		375	0.57	0.496	
	子どもの人数 4人	123	0.70	0.460		62	0.52	0.504	
	子どもの人数 5人	31	0.77	0.425		12	0.75	0.452	
子どもの人数 6人	7	0.57	0.535	1		1.00			
子どもの人数 7人	4	0.50	0.577	1	0.00				
母職	常勤ダミー	237	0.67	0.471	2.583 †	636	0.59	0.492	6.292**
	パートダミー	739	0.73	0.445		750	0.68	0.466	
	専業主婦とその他（基準）	2687	0.74	0.439		240	0.64	0.482	
母学歴	中学卒業ダミー	27	0.81	0.396	1.410 n.s.	29	0.69	0.471	0.371 n.s.
	短大・高専・専門学校卒業ダミー	1788	0.74	0.436		736	0.63	0.483	
	四年制大学卒業以上卒ダミー	684	0.73	0.447		211	0.63	0.484	
	高校卒業（基準）	1164	0.72	0.451		650	0.65	0.477	
経済状況	ゆとりなしダミー	538	0.76	0.427	1.846 n.s.	340	0.70	0.458	2.639*
	あまりゆとりなしダミー	1596	0.74	0.438		687	0.63	0.484	
	多少ゆとりありダミー	1319	0.71	0.452		522	0.62	0.485	
	ゆとりあり（基準）	210	0.71	0.453		77	0.58	0.496	
教育情報源	近所の友人・知人ダミー	2462	0.75	0.434	35.284**	777	0.66	0.474	10.351 n.s.
	（基準：非選択）	1201	0.70	0.458		849	0.62	0.485	
	園の先生ダミー	1770	0.74	0.441	1.272 n.s.	899	0.64	0.480	0.089 n.s.
	（基準：非選択）	1893	0.73	0.445		727	0.64	0.481	
	マスコミダミー	1732	0.77	0.419	110.667***	642	0.71	0.454	98.682***
（基準：非選択）	1931	0.70	0.460	984		0.59	0.491		
ネットダミー	654	0.75	0.434	4.835 n.s.	273	0.74	0.437	98.253***	
（基準：非選択）	3009	0.73	0.445		1353	0.62	0.486		

† <.1, * p<.05, ** p<.01, *** p<.001

(注) 2区分の項目に関しては独立した t 検定を行い、3区分以上の項目に関しては一元配置の分散分析を行っている。

と想定するためである。実際、表からも明らかのように、専業主婦・その他の割合は幼稚園では73.4%であるのに対し、保育園では14.8%であり、母親の就労状況は幼稚園と保育園で大きく異なっている。また、情報源に関しては、表3の数値をもとに情報源ごとの選択率を図8に示したが、園の先生以外の情報源は、幼稚園のほうが選択率が高い。こうした数値から、幼稚園に通わせる保護者と保育園に通わせる保護者では、子どもと向き合う時間や、アクセスする教育情報源に違いがあることがわかる。

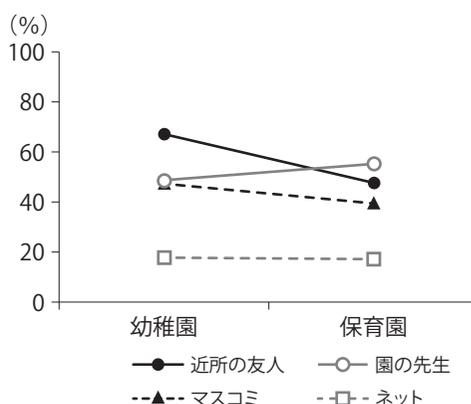


図8 子どもの通園先別、教育情報源の選択率

表3に戻り、子どもに関する犯罪・事故不安と各変数との2変数間関係を見てみると、総じて幼稚園に通わせる保護者のほうが不安を選択する確率が高いことがわかる。また、幼稚園・保育園両方で共通する傾向として、居住地特性に関しては首都圏や地方支部といった都市部で、子どもの年齢に関しては高くなると、母の職業は専業主婦・その他で、マスコミを教育情報の情報源として選択した者で、不安が強い。また、核家族か否か、母親の学歴、園の先生を情報源として選択したか否かは、これらの項目と子どもの犯罪・事故不安という2変数間で見た場合、関連がないことがわかる。

4-3. 就学前の子どもを持つ保護者の犯罪・事故不安の規定要因

本項では、2項ロジット分析を用いて、保護者の子どもに関する犯罪・事故不安の規定要因を探る。

表4は幼稚園通園児を、表5は保育園通園児を示している。

各モデルを説明すると、モデル1では、居住地属性、子ども属性、家族形態、母職、母学歴、経済状況を投入している。モデル2は、教育情報源として近所の友人・知人、園の先生といった身近な人的ネットワークを表す変数と、その交差項を投入している。モデル3では、近所の友人・知人とマスコミといった教育情報源とその交差項を、モデル4では、近所の友人・知人とネットといった教育情報源とその交差項を入れている。

モデル2からモデル4までにおいて近所の友人・知人と各項目の交差項を入れるのは、地域の教育力の必要性が訴えられる現代において、近隣で子育て情報のやり取りをすることができる人間がいることが、犯罪・事故不安を軽減させるものとなっているかを検証するためである。交差項は、項目1×項目2といった乗算をした数値である。これから示すロジット分析の結果表では、例えば項目1の推定オッズ比は項目2がゼロである場合の項目1の影響を示している。つまり、項目1の推定オッズ比が有意ということは項目2の影響を統制した場合に、従属変数が0(非選択)から1(選択)に変化する際に、項目1がどれくらい影響力を持っているかを示しており、推定オッズ比が1を超える場合は、従属変数が1(選択)

になりやすいことを意味しており、推定オッズ比が1を切る場合は従属変数が1(選択)になりにくくなることを意味している。交差項が有意になるということは、項目1、項目2、双方を選択した場合、従属変数の変化に有意な影響が与えられていることを意味している。モデル2からモデル4において、項目1は常に「近所の友人・知人」に固定しているのは、近所の友人・知人と、各項目(園の先生、マスコミ、ネットのいずれか)の両方を教育情報源として選択した場合、子どもに関する犯罪・事故不安を抱きやすくなるか、あるいは抱きにくくなるか、地域の教育力の効果を検証するためである。

4-3-1. 幼稚園通園児の保護者が抱く子どもに関する犯罪・事故不安の規定要因

表4は、幼稚園通園児の保護者が抱く子どもに関する犯罪・事故不安の規定要因である。モデル1からモデル4まで一貫して有意となるのは首都圏ダミー、女兒ダミー、子どもの年齢、子どもの人数である。地方郡部に比べ首都圏では子どもの犯罪・事故不安を感じやすい。また、男児に比べ女児で、子どもの年齢は高くなるほど犯罪・事故不安を感じやすい。子どもの人数のみ逆で、増えるほど不安を感じにくくなる。女兒が一貫して有意であるのは、幼

表4 子どもに関する犯罪・事故不安を従属変数とした2項ロジット分析(幼稚園通園児の保護者)

		モデル1 Exp (B)	モデル2 Exp (B)	モデル3 Exp (B)	モデル4 Exp (B)
定数		1.118	1.010	0.910	0.932
居住地属性	首都圏ダミー	1.294*	1.265*	1.268*	1.265*
	地方市部ダミー	1.116	1.122	1.116	1.129
子ども属性	女兒ダミー	1.227**	1.229**	1.227**	1.221**
	子どもの年齢	1.146**	1.145**	1.142**	1.146**
家族形態	核家族ダミー	1.058	1.042	1.033	1.044
	子どもの人数	0.900*	0.899*	0.891*	0.900*
母職	常勤ダミー	0.779	0.821	0.847	0.838
	パートダミー	0.918	0.923	0.931	0.929
母学歴	中学卒業ダミー	1.714	1.774	1.864	1.754
	短大・高専・専門学校卒業ダミー	1.178 †	1.166 †	1.146	1.167 †
	四年制大学卒業以上卒ダミー	1.061	1.054	1.021	1.057
経済状況	ゆとりなしダミー	1.328	1.342	1.334	1.366 †
	あまりゆとりなしダミー	1.198	1.192	1.182	1.214
	多少ゆとりありダミー	1.004	1.002	1.009	1.021
教育情報源	近所の友人・知人ダミー		1.178	1.203 †	1.298**
	園の先生ダミー		1.027		
	マスコミダミー			1.512**	
	ネットダミー				1.560*
交差項	近所の友人・知人×園の先生		1.038		
	近所の友人・知人×マスコミ			0.939	
	近所の友人・知人×ネット				0.600*
N		3663	3663	3663	3663
-2対数尤度		4208.878	4203.379	4180.103	4197.873
Nagelkerke決定係数		0.018	0.020	0.029	0.022
尤度比のカイ2乗検定		p=0.000	p=0.000	p=0.000	p=0.000

† <.1, * p <.05, ** p <.01, *** p <.001

稚園通園児の特徴であり、保育園通園児の場合は子どもの性別で、保護者の抱く犯罪・事故不安に違いはない。

学歴に関しては、高卒者に比べ短大・高専・専門学校を卒業した人で犯罪・事故不安を抱きやすい傾向がある。ただし、教育情報源としてマスコミを利用しているか否かを投入したモデル3においては学歴が有意でなくなっている。つまり、これは情報源としてマスコミを利用しているか否かの影響を取り除くと、学歴の効果が消えることを意味している。

経済状況に関しては、教育情報源としてネットの利用の有無を投入したモデル4において、ゆとりなしダミーだけが有意になっている。ネット利用の影響を取り除くと、ゆとりがあると回答した者に比べ犯罪・事故不安を感じやすい。

教育情報源に関しては、まず、近所の友人・知人、園の先生、それらの交互作用を加えたモデル2では、情報源に関する項目はどれも有意ではなかった。近所の友人・知人、園の先生といった身近な人的ネットワークは、子どもの犯罪・事故不安の抱きやすさ・抱きにくさに関連がみられないと言える。次に、近所の友人・知人、マスコミ、それらの交互作用を加えたモデル3では、近所の友人・知人、マスコミそれぞれの主効果のみ有意で、推定オッズ比は1を超えており^{注7)}、交互作用は有意でなかった。このことは、近所の友人・知人を情報源としかつマスコミも情報源とする人の場合、犯罪・事故不安が高まるわけでも低まるわけでもないことを意味している。最後に、近所の友人・知人、ネット、それらの交互作用を加えたモデル4では、情報源に関してそれぞれの主効果と交互作用は有意であった。主効果に関しては、近所の友人・知人、ネット、それぞれが犯罪・事故不安を感じやすくさせる効果を持っている。他方、交互作用効果は1を切っており、近所の友人・知人を情報源としかつネットも情報源としている人の場合、犯罪・事故不安を感じにくい。このように、近所の友人・知人とネットは併用することで、犯罪・事故不安を低減させる働きを持っている。

4-3-2. 保育所通園児の保護者が抱く子どもに関する犯罪・事故不安の規定要因

一方、保育園通園児の保護者が抱く子どもに関する犯罪・事故の規定要因を示したのが表5である。モデル1からモデル4まで一貫して有意なのは、首都圏ダミー、子どもの年齢、子どもの人数、常勤ダミーである。前三者（首都圏ダミー、子どもの年齢、子どもの人数）に関しては、幼稚園通園児と同様の結果である。母職の常勤ダミーが有意になるのは、保育園通園児のみに現れた特徴的な傾向であり、専業主婦に比べると常勤で務める人は、子どもの犯罪・事故リスクを感じにくい。

学歴に関してはどれも有意ではなく、保育園通園児の場合、幼稚園通園時とは異なり、母親の学歴によって子どもの犯罪・事故不安の感じ方に違いはない。

経済状況に関しては、マスコミの利用の有無を投入したモデル3を除き、ゆとりなしダミーが有意となっている。ゆとりがあると回答した者に比べ、ゆとりなしと回答した者は総じて犯罪・事故不安を感じやすい傾向がある。

教育情報源に関しては、まず近所の友人・知人、園の先生、それらの交互作用を加えたモデル2では、情報源に関しては交差項を含め全て有意であった。近所の友人・知人、園の先

表5 子どもに関する犯罪・事故不安を従属変数とした2項ロジット分析(保育園通園児の保護者)

		モデル1 Exp (B)	モデル2 Exp (B)	モデル3 Exp (B)	モデル4 Exp (B)
定数		0.872	0.681	0.760	0.686
居住地属性	首都圏ダミー	1.576***	1.570**	1.550***	1.560**
	地方市部ダミー	1.219	1.229	1.246	1.262
子ども属性	女兒ダミー	1.064	1.079	1.084	1.072
	子どもの年齢	1.176**	1.180**	1.169**	1.181**
家族形態	核家族ダミー	1.028	1.019	0.991	0.994
	子どもの人数	0.823**	0.822**	0.803***	0.829**
母職	常勤ダミー	0.701*	0.699*	0.718*	0.709*
	パートダミー	1.033	1.040	1.028	1.048
母学歴	中学卒業ダミー	1.068	1.103	1.179	1.083
	短大・高専・専門学校卒業ダミー	0.989	0.991	0.963	0.991
	四年制大学卒業以上卒ダミー	1.039	1.057	0.979	1.007
経済状況	ゆとりなしダミー	1.577 †	1.602 †	1.537	1.612 †
	あまりゆとりなしダミー	1.184	1.215	1.150	1.228
	多少ゆとりありダミー	1.192	1.216	1.154	1.195
教育情報源	近所の友人・知人ダミー		1.557**	1.182	1.243 †
	園の先生ダミー		1.318 †		
	マスコミダミー			1.778***	
	ネットダミー				2.312***
交差項	近所の友人・知人×園の先生		0.571**		
	近所の友人・知人×マスコミ			0.885	
	近所の友人・知人×ネット				0.577 †
N		1626	1626	1626	1626
-2対数尤度		2075.379	2066.902	2051.495	2055.477
Nagelkerke決定係数		0.041	0.048	0.060	0.057
尤度比のカイ2乗検定		p=0.000	p=0.000	p=0.000	p=0.000

† <.1, * p<.05, ** p<.01, *** p<.001

生といった身近な人的ネットワーク、それぞれ単独で選択した場合、犯罪・事故不安を感じやすい。しかし、近所の友人・知人と園の先生、両方を情報源として選択している場合は、犯罪・事故不安を感じにくい。次に、近所の友人・知人、マスコミ、それらの交互作用を加えたモデル3では、情報源に関してはマスコミのみ有意であり、マスコミを選択した場合、犯罪・事故不安を感じやすい。

最後に、近所の友人・知人、ネット、それらの交互作用を加えたモデル4では、幼稚園通園児と同様の結果であり、情報源に関してそれぞれの主効果は有意であり、犯罪・事故不安を感じやすくさせるにもかかわらず、交互作用項も有意なことから、近所の友人・知人を情報源としかつネットも情報源としている場合は、犯罪・事故不安を感じにくい。

4-3-3. 考察

以上、幼稚園通園児の保護者、保育園通園児の保護者の子どもに関する犯罪・事故不安の規定要因を探った。

規定要因分析では、前節で概観した子どもの負傷・疾病や、犯罪被害の実態と符号する結

果も見られた。例えば、子どもの年齢が増すほど、保護者の犯罪・事故不安が増すという結果である。これは、年齢が増すごとに子どもの自立的な行動の範囲や生活圏が広がるためと考えられる。また、犯罪被害は被害内容によって男女によって違いがあったが、保護者の犯罪・事故不安は、幼稚園通園児の保護者のみ女兒に対して不安を抱きやすい傾向が見られた。幼稚園に通園させる保護者に特有の子ども観やジェンダー観があり、これが犯罪・事故不安に影響を与える可能性があるが、本論文では検証できていない。今後の課題としたい。

また、近所の友人・知人という子育て情報源に関しては、併用する情報源によって、犯罪・事故不安への影響が異なることが特徴的である。まず、併用する情報源が園の先生である場合、幼稚園通園児の保護者の場合、近所の友人・知人、園の先生、どちらも影響力を持たないが、保育園通園児の保護者の場合は、どちらか片方を情報源として選択した場合、犯罪・事故不安を感じやすくなるが、両方を教育情報源として選択した場合は、不安を感じにくくなっている。つまり、保育園通園児の保護者の場合は、近所の友人・知人、園の先生、いずれか片方のみにアクセスすることは犯罪・事故不安を感じやすくさせるのであり、近所の友人・知人、園の先生、双方を教育情報源としてアクセスできるようにすることが不安軽減のためには必要となる。

次に、マスコミとの併用に関しては、幼稚園通園児の保護者の場合は、近所の友人・知人、マスコミいずれも片方のみアクセスすることは犯罪・事故不安を感じやすくさせるが、両者を併用することはそれぞれの影響力を消し合っているためか有意ではない。他方、保育園通園児の保護者の場合は、マスコミのみが有意となり、その他のモデルでは有意であった近所の友人・知人が犯罪・事故不安に影響を持っていない。

最後に、ネットとの併用に関しては、幼稚園通園児・保育園通園児、両方の保護者で同様の結果となった。近所の友人・知人、ネット、それぞれ片方のみを情報源とする場合は、犯罪・事故不安を感じやすくさせるが、両方を情報源とする場合は、犯罪・不安を感じにくくする効果があった。インターネットという地縁を超えた無数の情報が飛び交う電子空間にアクセスすると同時に、地縁のネットワークを持つことが、保護者が抱く子どもが犯罪・事故に巻き込まれるかもしれないという不安を軽減することにつながっている。

5. おわりに

国の政策によって進められている「学校安全」では、子どもが安全に関し主体的に行動する態度の育成が目指されており、幼児においてはその基礎となる危険察知、安全に留意した行動、他者とのコミュニケーションを培うことが目指されている。また、子ども自身の行動や態度を育成するだけでなく、家庭、地域社会との協力的体制づくりの重要性も指摘されている。

幼児は、身体・認知面において自己中心性が特徴となる年代であるがゆえ、周囲の大人の安全にむけた配慮が特に重要である。核家族では、子育てにおいて父母が担う役割が大きく、いわば父母に子育ての負担がかかる時代と言える。こうした父母にかかる負担を軽減するのが、地域の友人・知人といった地縁に基づく人々(別の言葉で言えば地域の教育力)であり、

また身近な子育て・教育のプロフェッショナルとしての通園先の先生・保育者である。

幼稚園通園児の保護者と保育園通園児の保護者では、就労の有無などの違いがあり、教育の情報源として近所の友人・知人を選択する割合には約3割の開きがあった(幼稚園通園児の保護者のほうが選択率が高かった)。このように地域の教育力へのアクセスは、子どもの通園先によって差は見られたものの、幼稚園通園児・保育園通園児、両方の保護者に共通して見られたのは、教育の情報源として、近所の友人・知人、ネット、どちらか片方のみを選択した場合は、子どもが犯罪・事故に巻き込まれる不安を感じやすいが、両方を選択した場合は、不安を感じにくいことであった。つまり、インターネットという地縁を超えた電子空間のネットワークにアクセスすると同時に、地縁のネットワークを持つことが、保護者の抱く子どもが犯罪・事故に巻き込まれるかもしれないという不安を軽減することにつながっている可能性がある。

不安を感じることによって、むしろ安全への意識が高まることも考えられうるが、できれば不安を感じることをないほうが望ましいだろう。マスコミやネットといった地縁を超えた情報源の利用は広がっており^{注8)}、ネット空間でやり取りされる情報は人々の不安を煽るものも多い。近所の友人・知人といった地縁に基づく情報源を併せて持つことで、過剰な不安を抱かぬよう不安の歯止め(ストッパー)になっている可能性がある。

注

注1) 各法律の目的が記された第1条を見ると、学校保健法では「学校における保健管理及び安全管理に関し必要な事項を定め、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図り、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資すること」と書かれている。改正後の学校保健安全法では「学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資すること」に改訂された(傍線は改正箇所)。

注2) なお学校段階ごとの加入者率は、小学校・中学校で99.9%、高等学校で98.4%、高等専門学校で99.4%である。それに対して、幼稚園は80.1%、幼保連携型認定子ども園は86.0%、保育所等は83.4%である。

注3) 発生率の算定式は、負傷・疾病の発生件数÷加入者数(除要保護児童生徒)×100である。

注4) 首都圏(幼稚園20園、保育園16園)、地方市部(幼稚園15園、保育園11園)、地方郡部(幼稚園11園、保育園12園)である。地方市部と地方郡部に関しては、市区町村の人口規模、および人口密度を考慮した有意抽出法により抽出している。

注5) 「テレビ・ラジオ」「新聞」「週刊誌」のどれか1つでも選んだ回答者は情報源として「マスコミ」を選択した者とした。

注6) 「インターネットやブログ」「携帯サイト・配信サービス」のどちらか1つでも選んだ回答者は情報源として「ネット」を選択した者とした。

- 注7) なお、マスコミの推定オッズ比は1.512と有意になったモデル1からモデル4までの中で有意となった項目のうち2番目に高い。モデルの説明力も0.029と4つのモデルの中で最も高いことからわかるように、教育情報源としてマスコミのみを利用している保護者は子どもの犯罪・事故不安を抱きやすいと言える。
- 注8) 本分析で用いた「子育て生活基本調査(幼児版)」によれば、しつけや教育に関する情報源としてインターネットやブログが選択される率は、回を追って増えている。いずれも首都圏のみのデータではあるが、第1回(1997年実施)の選択率は1.1%、第2回(2003年実施)は8.6%、第3回(2008年実施)は19.3%である。テレビ・ラジオに関しては、第1回は30.2%、第2回は34.7%、第3回は31.7%と3割台で推移している。また、同じ調査主体(ベネッセ教育総合研究所)が2015年に行った別の調査(「第5回幼児の生活アンケート」)では、子どものしつけや教育の情報源としてSNS(Facebook、twitter、LINEなどのソーシャルメディア)が選ばれる率は22.1%、テレビ・ラジオの選択率は54.9%、インターネットやブログは63.3%である。なお、SNS、インターネットやブログの選択率は、母親の年代区分によって異なっており、若年層ほど高い(SNSの選択率は20代で38.1%、30代で24.9%、40代以上で14.8%、インターネットやブログの選択率は20代で71.7%、30代で65.4%、40代以上で56.8%である)。

引用文献一覧

- 荒井崇史「犯罪情報が犯罪不安・リスク認知に及ぼす影響—他者との会話の影響力」公益財団法人組社会安全研究財団2010年度若手研究助成最終報告書、2012、pp.1-13。
<https://www.syaanken.or.jp/wp-content/uploads/2012/05/B-01.pdf>
- 荒井崇史・藤桂・吉田富二雄「犯罪情報が幼児を持つ母親の犯罪不安に及ぼす影響」『心理学研究』81巻4号、2010、pp.397-405。
警察庁『平成28年版警察白書』。
<https://www.npa.go.jp/hakusyo/h28/index.html>
- 阪口祐介「犯罪リスク知覚の規定構造—国際比較からみる日本の特殊性」『社会学評論』59号3巻、2008、pp.462-77。
- 佐々木健太・野島一彦「犯罪不安およびリスク知覚に関与する諸要因の検討—被害経験、被害見聞、ソーシャル・サポートについて」『九州大学心理学研究』9巻、2008、pp.187-191。
- 高橋ひとみ・衛藤隆「幼児の視力検査に関する一考察—3歳児からできる近見視力検査」『人間文化研究』2号、桃山学院大学、2015、pp.193-210。
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター学校安全部「平成27年度(2015年度)災害共済給付状況」。
<http://www.jpnsport.go.jp/enzen/Portals/0/enzen/kenko/pdf/h27kyuufujoukyou.pdf>
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター学校安全部「平成28年度(2016年度)災害共済給付状況」。
<http://www.jpnsport.go.jp/enzen/Portals/0/enzen/kyosai/pdf/h28kyuhu.pdf>
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター学校安全部『学校の管理下の災害[平成28年版]』2016。
http://www.jpnsport.go.jp/enzen/enzen_school/tabid/1819/Default.aspx
- 内閣府大臣官房政府広報室「治安に関する世論調査(平成18年12月調査)」2007。
<http://survey.gov-online.go.jp/h18/h18-chian/index.html>

ベネッセ教育総合研究所「第3回子育て生活基本調査(幼児版)[2008年]」。

<http://berd.benesse.jp/shotouchutou/research/detail1.php?id=3284>

ベネッセ教育総合研究所「第5回幼児の生活アンケート(速報版)」2015年11月25日。

http://berd.benesse.jp/up_images/research/sokuho_201511.pdf

『毎日新聞』「大学教職課程 学校安全、必修に 19年度にも」2016年6月6日。

<http://mainichi.jp/articles/20160606/k00/00e/040/204000c>

文部科学省『幼稚園教育要領』2008。

文部科学省『学校安全参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』2010。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm

文部科学省「第2次学校安全の推進に関する計画」2017年3月24日。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2017/06/13/1383652_03.pdf

文部科学省初等中等局健康教育・食育課「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査(平成27年度実績)」。

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課「学校安全について」2014年5月20日。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo5/012/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2014/07/07/1349373_02.pdf

文部科学省中央教育審議会「学校安全の推進に関する計画の策定について(答申)」2012。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1318910.htm

渡邊正樹「子どもの発育と事故・損害の特徴」、齋藤歎能監修、渡邊正樹編著『学校安全と危機管理』2006、大修館書店、pp.24-33。

[二次分析]に当たり、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターSSJデータアーカイブから「[第3回子育て生活基本調査(幼児版)、2008](ベネッセ教育総合研究所)」の個票データの提供を受けました。

The data for this secondary analysis, “**name of the survey, name of the depositor,**” was provided by the Social Science Japan Data Archive, Center for Social Research and Data Archives, Institute of Social Science, The University of Tokyo.